

鹿島病院（予防通所リハビリテーション事業）の概要

<令和6年4月1日現在>

施設の名称	医療法人財団公仁会 鹿島病院																																																	
施設の所在地	島根県松江市鹿島町名分243-1																																																	
都道府県知事指定番号	3211110857																																																	
管理者の氏名	坂之上 一史																																																	
連絡先	TEL 0852-82-2637 FAX 0852-82-2639																																																	
営業日	月～土及び、祝祭日（但し、12月30日から1月3日を除く）																																																	
営業時間	8：30～17：30																																																	
サービス提供時間	9：30～15：45																																																	
利用定員	45名																																																	
サービス提供地域	松江市（島根町、宍道町、玉湯町、八束町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く）																																																	
事業の目的	医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士その他従業者（以下「医師等の従業者」という。）が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的とする。																																																	
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる医師等の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上を行い、また利用者の生活意欲を高め、利用者の自立支援の可能性を最大限引き出す支援を行う。 介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、利用者の心身状況等の把握を行い、サービス提供の目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握を行い、その結果を当該指定介護予防支援事業者へ報告を行う。 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者からその内容について情報を収集し、周知徹底を図る。 事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。 職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。 担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。 																																																	
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 1名（病院 及び 介護予防通所リハビリと兼務） 事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。 ●医師 6名（病院 及び 介護予防通所リハビリと兼務） 利用者の健康管理及びリハビリに関する事項、指示等を行う。 ●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 11名 （介護予防通所リハビリと兼務 訪問看護、訪問リハビリ、病院と兼務） 利用者のリハビリテーション指導、訓練等を行う。 ●看護職員 2名（介護予防通所リハビリと兼務） 利用者の健康管理及び適切な処理等を行う。 ●介護職員 8名（介護予防通所リハビリと兼務） 利用者の介護・リハビリテーションの補助等を行う。 ●歯科衛生士 1名（介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務） 口腔清掃の指導・実施を行う。 ●管理栄養士 1名（介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務） 栄養・食事相談等の栄養管理を行う。 																																																	
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ●通所リハビリテーション利用料（サービス提供時間 6時間以上7時間未満） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1ヶ月あたりの利用料金</th> <th>1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>20,530円</td> <td>2,053円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>39,990円</td> <td>3,999円</td> </tr> </tbody> </table> ●付加されるサービスの利用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1ヶ月あたりの利用料金</th> <th>1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活行為向上リハビリテーション実施</td> <td>5,620円</td> <td>562円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者様の生活行為の内容の充実を図るための目標及び及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容を実施計画にあらかじめ定め、リハビリテーションを計画的に行い利用者様の有する能力の向上を支援した場合に算定します。</td> </tr> <tr> <td>運動器機能向上加算</td> <td>2,250円</td> <td>225円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者様の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる運動器機能向上サービスを実施した場合に算定します。</td> </tr> <tr> <td>栄養改善加算</td> <td>2,000円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者様に対して、栄養改善サービスを実施した場合に算定します。</td> </tr> <tr> <td>選択的サービス複数実施加算（I）</td> <td>4,800円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化加算（I）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>880円</td> <td>88円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>1,760円</td> <td>176円</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（I）</td> <td>所定単位数×47/1000×10円</td> <td>左の金額×1/10の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、労働環境の改善を行っているなど一定の要件を満たしている事業所が算定できる加算です。</td> </tr> </tbody> </table> 			1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）	要支援1	20,530円	2,053円	要支援2	39,990円	3,999円		1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）	生活行為向上リハビリテーション実施	5,620円	562円	廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者様の生活行為の内容の充実を図るための目標及び及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容を実施計画にあらかじめ定め、リハビリテーションを計画的に行い利用者様の有する能力の向上を支援した場合に算定します。			運動器機能向上加算	2,250円	225円	運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者様の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる運動器機能向上サービスを実施した場合に算定します。			栄養改善加算	2,000円	200円	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者様に対して、栄養改善サービスを実施した場合に算定します。			選択的サービス複数実施加算（I）	4,800円	480円	サービス提供体制強化加算（I）			要支援1	880円	88円	要支援2	1,760円	176円	介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数×47/1000×10円	左の金額×1/10の額	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、労働環境の改善を行っているなど一定の要件を満たしている事業所が算定できる加算です。		
	1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）																																																
要支援1	20,530円	2,053円																																																
要支援2	39,990円	3,999円																																																
	1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額 （1割負担の場合）																																																
生活行為向上リハビリテーション実施	5,620円	562円																																																
廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者様の生活行為の内容の充実を図るための目標及び及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容を実施計画にあらかじめ定め、リハビリテーションを計画的に行い利用者様の有する能力の向上を支援した場合に算定します。																																																		
運動器機能向上加算	2,250円	225円																																																
運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者様の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる運動器機能向上サービスを実施した場合に算定します。																																																		
栄養改善加算	2,000円	200円																																																
低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者様に対して、栄養改善サービスを実施した場合に算定します。																																																		
選択的サービス複数実施加算（I）	4,800円	480円																																																
サービス提供体制強化加算（I）																																																		
要支援1	880円	88円																																																
要支援2	1,760円	176円																																																
介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数×47/1000×10円	左の金額×1/10の額																																																
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、労働環境の改善を行っているなど一定の要件を満たしている事業所が算定できる加算です。																																																		

	介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×20/1000×10円	左の金額×1/10の額
	経験や技能のある職員への処遇を改善することで安定したサービスが継続して提供できるように創設された加算です。		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×10/1000×10円	左の金額×1/10の額
	中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所加算	所定単位数の5/100×10円	左の金額×1/10の額
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを提供した場合 ※2021年4月1日を起算	要支援1 ▲200円	▲20円
	要支援2 ▲400円	▲40円	
●その他の費用			
食事提供費（おやつ含む）		790円	
食材料費（キャンセル料）		570円（利用前日の16：00までに休みの連絡がない場合）	
●介護保険の介護区分認定中に利用され、死亡等の理由で利用が中止された場合			
介護保険証に記載する有効期限が死亡月の月末までの場合は、その介護保険証に記載する介護区分によって請求を行います。 有効期限切れの方がサービス利用中にお亡くなりになった場合には、有効期限が切れる前の介護保険証に記載する介護区分により上に記載する合計金額をご負担していただくようになる場合がございますので、よろしくお願いたします。また当該事例が発生した場合は松江市役所の介護保険担当課にご相談ください。			
苦情相談窓口	●当事業所相談窓口 窓口責任者 板垣 陽介 ご利用時間 月曜～土曜 8：30～17：30 連絡先 電話（0852）82-2637		●島根県国民健康保険国保連合会 介護保険課 介護サービス 苦情相談窓口 連絡先 電話（0852）21-2811
	●松江市役所 介護保険課給付係 連絡先 電話（0852）55-5933		
非常災害対策	●災害時の対応 別途定める「鹿島病院 消防計画」におっとり対応を行います。 ●平常時の訓練 別途定める「鹿島病院 消防計画」にのっとり年2回の消防避難訓練を行います。		
緊急時及び事故対応	利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。		
ご利用者様へのお願い	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。		
当施設ご利用の際にご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 ●喫煙 敷地内は全面禁煙です。 ●現金・所持品の管理 紛失等当院では責任を負いかねますので、各自で管理をしてください。貴重品の持ち込みはお断りします。金銭貸借の行為は禁止します。 ●宗教活動・政治活動 施設内で他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ●動物飼育 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 ●携帯電話の使用 施設内の所定の場所にてお願い致します。 ●異常気象時等の臨時対応について 大雪、台風等の異常気象時や、インフルエンザ、O157等の感染症流行時など、利用者の健康や安全に悪影響や危険を及ぼす恐れのある場合は、営業日や利用時間中であっても営業を中止する場合があります。 		
第三者評価の実施	実施していません。		
個人情報の取り扱いについて	「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。		